

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

・コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、事業環境が刻々と変化する人材紹介業界において企業価値の持続的な増大を図るには、経営の効率化を図ると同時に、経営の健全性、透明性及びコンプライアンスを高めて社会的信頼に応えていくことが不可欠であるとの認識のもと、ガバナンス体制の強化・充実に重要課題と位置づけています。

こうした認識のもと、業務分掌の実施や規程の整備等により内部統制を強化するとともに、随時体制の見直しを実施し、企業価値の向上を図ることで、株主や債権者、従業員など企業を取り巻くさまざまなステークホルダーへの利益還元に努めてまいります。

当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの移送の充実に図るために、2019年6月27日開催の第30回定時株主総会において、定款一部変更の承認を頂き、同日付で「監査等委員会設置会社」に移行いたしました。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

コーポレートガバナンス・コードの基本原則を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
大和PIパートナーズ株式会社	1,076,400	34.06
渡部 昭彦	446,000	14.94
神沢 裕	220,000	7.37
株式会社森本店	29,300	0.98
日本証券金融株式会社	26,500	0.88
岡本 裕行	25,200	0.84
大和証券株式会社	24,700	0.82
阿部 正之	20,000	0.67
大松 尊	20,000	0.67
高橋 英樹	20,000	0.67

支配株主(親会社を除く)の有無 更新	
--	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明 更新

資本構成及び大株主の状況は、2019年3月31日現在の株主名簿に基づいて記載しています。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
-------------	---------

決算期	3月
-----	----

業種	サービス業
----	-------

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特段ありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
星 文雄	他の会社の出身者													
平賀 敏秋	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
星 文雄				(株)国際協力銀行の元代表取締役であり、中長期的な企業価値の向上を目指す、上場会社の経営者としての広い知見を有しており、これらを活かし、経営全般について提言することにより、経営の透明性と健全性の維持向上及びコーポレート・ガバナンス強化に、経営陣から独立した立場で寄与して頂きたいためであります。なお、当社との間に特別な関係はなく、独立役員としての独立性・客観性は十分確保され、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断し、独立役員として選任しております。

平賀 敏秋				同氏は、弁護士の資格を有しており、法律の専門家として高い見識と豊富な経験を活かし、経営陣から独立した立場で監査機能を果たして頂くことを期待したためであります。なお、当社との間に特別な関係はなく、独立役員としての独立性・客観性は十分確保され、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断し、独立役員として選任しております。
-------	--	--	--	---

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新

なし

現在の体制を採用している理由 更新

会社規模や監査等委員会の職務の業務量等から、現在監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人を設けておりません。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

当社では、監査等委員会は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、意見交換を行います。また、監査等委員会、内部監査室及び会計監査人によっても定期的に会合を持ち、監査の過程で発見された問題点について意見の交換を行います。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新

なし

【独立役員関係】

独立役員の数 更新

2名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、役職員の業績向上に対する意欲や士気を高め、当社の企業価値及び株主価値の向上を図ることを目的とし、ストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員、その他

該当項目に関する補足説明

当社の取締役、従業員等について、業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、新株予約権を付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

報酬等の総額が1億円を超えるものが存在しないため、個別報酬の開示は行っていません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役のサポート体制】 **更新**

社外取締役に対する専従スタッフの配置は行っていませんが、総務部が取締役会開催の連絡、決議事項の事前説明等必要に応じサポートを行っております。また、内部監査室長が監査等委員である社外取締役に資料提供や、情報の共有を行う等必要に応じてサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社は、監査等委員でない取締役6名、監査等委員である取締役3名(内、社外取締役2名)で構成されており、取締役間の牽制が有効に機能し、十分な議論の上で迅速な意思決定を行うことができる体制となっております。

さらに、社外取締役ににつきましては、当社及び当社取締役との間に、人的関係及び取引関係等の利害関係がなく、独立した立場で客観的な見地から経営を監督し、若しくは経営に助言できる体制をとることで、経営の透明性・客観性を高め、コーポレート・ガバナンスが機能する体制が作られていることから、現在の体制を採用しております。

当社は、経営の透明性、健全性の向上及び経営環境の変化に対応した意思決定の迅速化のため、以下の体制、組織を構築しております。

イ. 取締役会

a. 取締役会の役割

取締役会は、法令及び定款に定められた事項、当社グループの経営上の重要事項について意思決定するとともに、取締役の相互牽制により取締役の職務の執行を監督しております。取締役会に付議すべき事項は、「取締役会規程」及び「職務権限規程」において定められており、取締役への委任範囲を明確化しております。

b. 取締役会の運営等

当社の取締役会は、代表取締役社長渡部昭彦、取締役古屋雄一郎、中田陽一、西田忠康、中山淳、大久保寧々、及び監査等委員である取締役神沢裕、並びに監査等委員である社外取締役星文雄、平賀敏秋の9名で構成しております。

取締役会は、「取締役会規程」に基づき、原則として毎月1回の定時取締役会を開催しているほか、経営上の重要事項が発生した場合には、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会において、効率的かつ有為な議論や意見交換が可能となるよう、出席者に対し関連資料を事前配布するとともに、必要に応じて社外取締役への事前説明を実施しております。

ロ. 監査等委員会

a. 監査等委員会の役割

監査等委員会は、監査等委員でない取締役の職務執行状況を監査・監督します。実効性の高い監査・監督を行うため、監査等委員は、取締役会等の重要会議に出席し、必要に応じて取締役等から職務執行状況を聴取し、重要書類の閲覧等を行います。

b. 監査等委員会の構成及び規模

当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役神沢裕、及び監査等委員である社外取締役星文雄、平賀敏秋の3名で構成しております。

監査等委員である取締役は、定款に定める3名以内で、実効性の高い監査・監督を行うために、専門的知見や経験等を総合的に勘案してバランスの良い構成となるよう選定しております。

ハ. 内部監査

当社は、代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、内部監査責任者1名が内部監査を実施しております。内部監査は、各部門の業務遂行状況を監査し、結果については、代表取締役社長に報告するとともに、改善指示を各部門へ周知し、そのフォローアップに努めております。

ニ. コンプライアンス委員会

コンプライアンス遵守に向けた取り組みを行うための機関として、代表取締役社長を委員長、監査等委員である常勤取締役、内部監査室長、総務部長を構成員とするコンプライアンス委員会を設置しております。同委員会は「コンプライアンス規程」等の社内規程に基づき、コンプライアンス・ルール周知徹底、実効管理を図るとともに、法令及び定款に違反する行為を未然に防止するため、月1回の定期開催のほか、必要に応じて開催することとしており、事業活動に関連する潜在的なリスクの把握と予防策の立案、顕在化したコンプライアンス違反への対処方針の策定や再発防止策の立案、並びにそれらの取締役会への上程や承認された方針・対策等の推進を主な役割としております。

ホ. 外部専門家

当社は、法律やその他専門的な判断を必要とする事項につきましては、顧問弁護士、顧問税理士、顧問社労士等に相談し、必要に応じてアドバイスを受け検討し、判断しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 **更新**

当社は、2019年6月27日開催の第30期定時株主総会の決議に基づき、監査等委員会設置会社に移行しました。これにより、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることで、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図っております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主の皆様が議決権行使に必要な議案検討のための時間を十分に確保できるよう、招集通知の早期発送に努めます。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は3月決算ですが、より多くの株主の皆様が株主総会に出席できるよう、株主総会の集中日を回避した日程を設定するとともに、株主が出席しやすい場所を確保できるよう留意しております。
電磁的方法による議決権の行使	今後、株主の利便性を勘案しながら、議決権の電子行使を可能とするための環境づくりの実施を検討してまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	当社は、株主構成を勘案した上で、現時点においては議決権の電子行使を可能とするための環境づくり(議決権電子行使プラットフォームの利用等)を実施しておりません。今後は、機関投資家の比率等を踏まえて実施を検討してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき課題と認識し積極的に取り組んでいきたいと考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	今後検討すべき課題と認識しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けに定期的に説明会を開催する予定であります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	原則として、年2回、アナリスト・機関投資家向けに説明会を開催する予定であります。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	現時点では海外投資家向けの定期的説明会を予定しておりませんが、海外投資家への情報提供による投資家層の拡大がIR上の重要なテーマであると認識した際には、IR情報の英語での提供や海外投資家向けの説明会につきましても、その実施を積極的に検討してまいります。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社のIR専用サイト (https://www.humanassociates.com/Portals/0/ir/index.html)上で有価証券報告書、適時開示資料、IRニュース等を掲載して、株主や投資家等の皆様に対して、インターネットの利点を活かした積極的かつ迅速なディスクロージャーを実施しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理部 取締役CFO 古屋 雄一郎が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	今後検討すべき課題と認識しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境法令と社内規則を遵守し、すべての事業活動において、環境にやさしい取組みを積極的に行います。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

当社は、金融商品取引法並びに東京証券取引所が定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」(以下「適時開示規則」という。)に基づいた情報開示を行ってまいります。

また、適時開示規則に該当しない情報についても、投資家の皆様にとって有用であると判断されるものについては、積極的に開示し、経営の透明性を高めてまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、2016年6月27日開催の取締役会において「内部統制システムに関する基本方針」を定める決議を行い、2019年6月27日開催の取締役会において、監査等委員会設置会社への移行に対応するため、基本方針の内容の一部改訂を決議しております。現在、その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っておりますが、その概要は以下のとおりであります。

当社グループは、この基本方針に基づく内部統制システムの整備・運用状況を絶えず評価し、必要な改善措置を講じるほか、この基本方針についても、経営環境の変化等に対応して不断の見直しを行い、一層実効性のある内部統制システムの整備・運用に努めております。

1. 当社グループにおける取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社グループの取締役及び使用人は、社会の一員として企業倫理・社会規範に即した行動を行い、健全な企業経営に努める。また、代表取締役をはじめとする取締役会は、企業倫理・法令遵守を社内にも周知徹底する。

(2) 取締役会は、「取締役会規程」の定めに従い法令及び定款に定められた事項並びに重要な業務に関する事項の決議を行うとともに、取締役からの業務執行状況に関する報告を受け、取締役の業務執行を監督する。

(3) 取締役会は、「取締役会規程」、「職務分掌規程」等の職務の執行に関する規程を制定し、取締役、使用人は法令、定款及び定められた規程に従い、業務を執行する。

(4) 監査等委員会は、独立した立場から内部統制システムの整備・運用状況も含め、取締役の職務執行を監査する。

(5) 代表取締役が、内部監査室を直轄し、独立性を確保する。内部監査室は、「内部監査規程」に従って監査を実施し、代表取締役及び監査等委員会に報告する。

(6) 取締役及び使用人が法令、定款に違反する行為を発見した場合、「内部通報ホットライン規程」に従い報告する。

(7) 必要に応じて外部の専門家を起用し、法令及び定款違反を未然に防止する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」等に基づき、その保存媒体に応じて安全かつ適切に保存する。また、取締役は常時これらの文書を閲覧できるようにする。

3. 当社グループにおける損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、「リスク管理規程」に基づき、さまざまなリスクに対して、その大小や発生可能性に応じ、絶えず事前に適切な対応策を準備し、また「危機管理規程」等に従いマニュアルの作成・配布、研修等を行い、リスクを最小限にするべく組織的な対応を行う。

4. 当社グループにおける取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 当社グループ全体の中期経営計画及び当社の年度事業計画は、当社取締役会において審議決定し、グループ各社の年度事業計画は、それぞれの取締役会において審議決定する。

(2) 「取締役会規程」に基づき、月1回の定例取締役会並びに随時行う臨時取締役会において重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況についての情報を共有する。

(3) 取締役及び使用人の間で適時経営課題を検討し、取締役会における迅速かつ効率的な経営の意思決定を行う。

(4) 「予算管理規程」に基づき、取締役会において月次業績をタイムリーに把握し、必要に応じ対応策を検討・実施する。

(5) 組織、職制、指揮命令系統及び職務分掌並びに決裁制度の運用に関する基本的事項を定めた経営組織に関する諸規程に基づき、職務執行上の責任体制を確立することにより、経営環境の変化に対応した職務の効率的な執行を図る。

(6) 当社は、グループ会社に対し、当社の体制を参考として又はグループ会社の組織に応じて、取締役等の職務の執行が効率的に行われるために必要な体制を構築させる。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

(1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、各社の財産並びに損益に多大な影響を及ぼすと判断される重要な事項については「関係会社管理規程」に基づき、事前に当社取締役会において協議するとともに、経営内容を的確に把握するために報告事項を定め、定期的に報告する。

(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社のコンプライアンス体制及びリスク管理等については、当社の代表取締役をリスク管理の最高責任者、管理部長をリスク管理担当者として統括管理し、リスク管理について定める関連規定に基づき、リスクマネジメントを行う。

(3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

グループ全体での会議を定期的に開催して業務効率化、法令遵守、諸法令改正への対応及びリスク管理等について意見交換や情報交換を行う。

(4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社は、社会的な要請に応える適法かつ公正な業務に努める体制を構築する。また法令及び定款に適合することを確保するための内部監査については、当社の内部監査室が関連規程等に基づき各子会社監査役と連携し実施する。その結果を代表取締役及び監査等委員会に報告する。

6. 財務報告の信頼性を確保するための体制

(1) 代表取締役は、当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制が有効に機能する体制を整備、運用、評価し、その状況及び内部統制報告書を定期的に取締役会に報告する。

(2) 取締役会は、当社グループの財務報告に係る内部統制の整備・運用状況に対して監督する。

(3) 内部監査を担当する部署は、内部監査活動を通じ、財務報告に係る内部統制の整備と運用状況(不備及び不備の改善状況を含む。)を把握、評価し、それを代表取締役及び監査等委員会に報告する。また、主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、その対策を講じる。

(4) 監査等委員会は、業務監査の一環として、財務報告に係る内部統制の整備・運用に係る取締役の職務遂行状況を監査する。また、会計監査人の行う監査の方法と結果の相当性の監査を通じて、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況を監査する。

7. 当社グループの取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制及びその他監査等委員会への報告に関する体制

(1) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人は、取締役会その他重要な会議への監査等委員である取締役の出席を通じて職務の執行状況を報告する。また、内部監査を担当する部署は、内部監査の実施状況及び業務の状況を監査等委員会に報告する。このほか、監査等委員会からの求めに応じ、業務及び財産の状況を報告する。

(2) 内部通報があった場合には、「内部通報ホットライン規程」に基づき、社内通報制度を担当する部署は内部通報の記録を監査等委員会に定期的に報告する。

(3) 当社グループは、監査等委員会へ報告・通報したことを理由として、当該取締役及び使用人に対して解任、解雇その他いかなる不利な取扱いも行わないための諸規程を整備、周知する。

(4) 重要な決裁書類は、監査等委員会の閲覧に供する。

8. 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役会からの独立性に関する事項

監査等委員会の承認により、その職務を補助すべき使用人を求められた場合、当該使用人を置くこととし、その人事については、取締役会と意見交換を行い決定する。当該使用人は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)または他の使用人の指揮命令を受けないものとする。

(2) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員が職務を執行する上で、当社に対し、必要な費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を支払う。

(3) その他監査等委員会の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

監査等委員である取締役は、取締役会のほか、必要に応じ重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)又は使用人は説明を求められた場合には、監査等委員会に対し詳細に説明することとする。そのほか会計監査人及び管理部署と定期的な意見交換を行い、財務報告の適正性について確認できる体制とする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体とのいかなる関係も断固として排除し、かつ、それらからの要求も断固として拒否する。警察、顧問弁護士等外部の専門機関とも連携を取りつつ、不当要求等に対しては毅然とした姿勢で組織的に対応する。

・反社会的勢力の排除に向けた具体的な取組み状況

当社グループは、反社会的勢力との関係の遮断を目的として「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」を定め、健全な業務の遂行の確保並びに反社会的勢力の排除を図り、もって資本市場の健全な発展及び投資者の保護に資することを目的としております。具体的な体制としては、以下のとおりであります。

a. 基本方針

当社グループは、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携を構築し、取引関係を含めて、一切の関係を遮断し、不当要求は拒絶しなければならず、金銭その他の経済的利益を提供しない。

b. 責任者

反社会的勢力に対応する責任者は、総務部長とする。

c. 取引先の選定

反社会的勢力を排除するため、新規取引先の選定にあたっては、契約書等において、反社会的勢力でない旨の確約を受けるものとする。

d. 紛争時の対応

反社会的勢力との間で紛争が生じた場合には、総務部は、弁護士又は都道府県警察、暴力追放運動推進センターその他の関係機関に速やかに連絡又は相談するなどにより、反社会的勢力による行為の被害の発生を防止する。

また、当社グループは、別途当社グループが反社会的勢力が否かを調査し、該当または該当すると思われる企業と取引を行わないことを目的として「反社会的勢力との関係遮断に関する調査マニュアル」を定め、以下の手続きを実施しております。

・総務部は、与信を経た企業または取引所管部門の担当者から依頼された企業に対し、日経テレコンの記事検索及びGoogle検索を利用し、暴力団、総会屋等の所定の検索ワードにより、組み合わせ検索を行う。

・検索の結果、対象企業が反社会的勢力と思われる企業活動等を行っていると思われる場合には、関連部署と連携し、内容精査、詳細調査を行い、その結果、反社会的勢力だと思われる場合には、特防連、弁護士、株主名簿管理人等の専門家に相談し、適切な対応を図る。

・担当者は、取引開始から1年が経過し、今後も取引の継続が見込める取引先に対して毎年当該マニュアルに沿って反社会的勢力が否かを調査するものとする。

なお、当該チェックの運用状況としては、内部監査室による内部監査実施時に対象部門が主となり締結している契約内容のヒアリングと反社会的勢力チェックの確認を行うだけでなく、契約関連を包括的に行っている総務部の内部監査実施時にも同事業年度に取引を行った契約先、契約内容及び反社会的勢力チェックの状況を再度確認しています。

当社が締結する契約書には、暴力団排除条項が挿入されており、反社会的勢力と疑わしき企業については締結時にスクリーニングするだけでなく、取引開始後においても当社側から契約解除を申し入れることができます。

株主、役員、従業員に関しては、管理部の人事担当が、当社との関係が開始された時点で、上記と同様の方法により、反社会的勢力か否かを調査しております。

その他

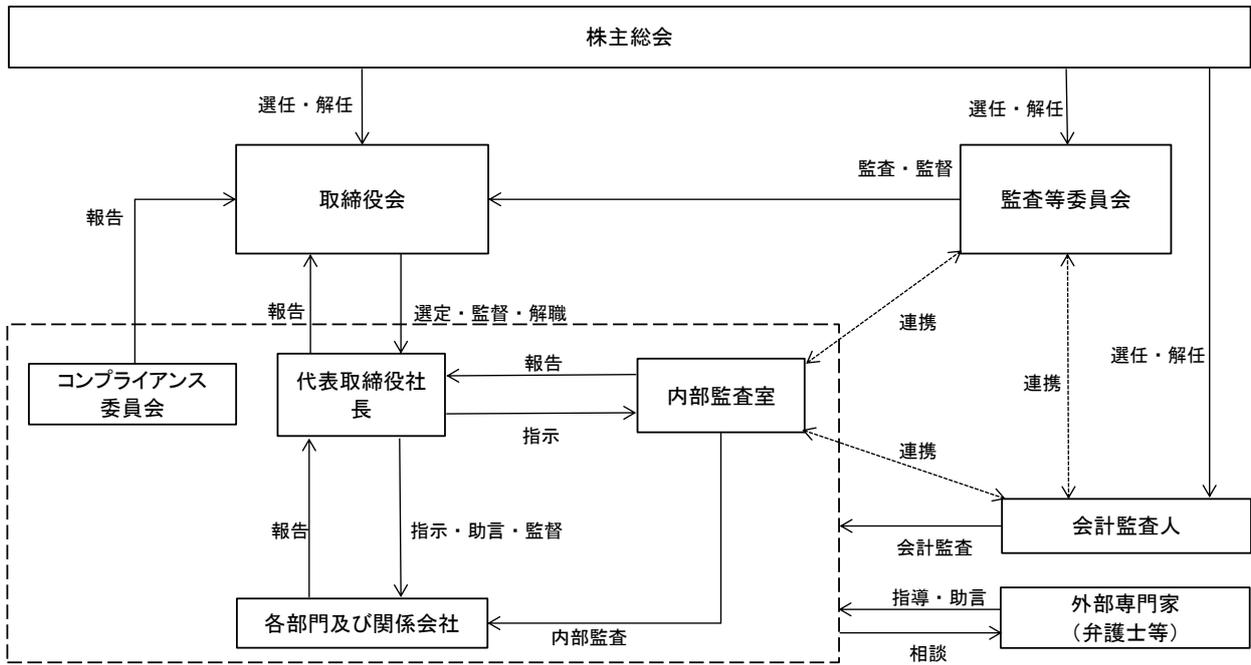
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

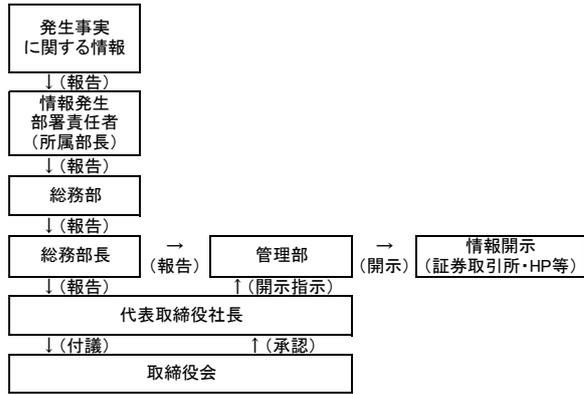
該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

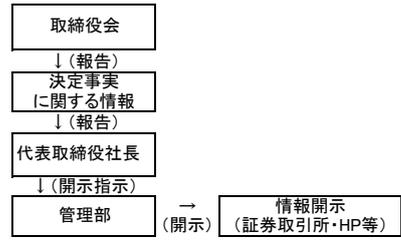
ガバナンス体制と開示体制については、下図をご参照ください。



・発生事実に関する情報の適時開示業務フロー



・決定事実に関する情報の適時開示業務フロー



・決算に関する情報の適時開示業務フロー

